

1. 件名：東海発電所及び東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請
（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年7月15日 10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、
藤川安全審査官、宮嶋安全審査官、福原安全審査専門職※、
上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは、ヒアリングを始めたいと思います。本日のヒアリングは、
0:00:06	東海第 2 発電所の保安規定変更認可申請に係るヒアリングになります。
0:00:13	東海、浜岡発電所及び東海第 2 発電所ですねすいません。
0:00:17	ではまず事業者から説明をお願いします。
0:00:22	はい。日本原子力発電の小松と申します。本日よろしく申し上げます。本日のですねご説明内容としましては 6 月 30 日提出させていただきました東海発電所と、
0:00:34	東海第 2 発電所、それぞれですね、原子炉施設保安規定変更のですね、認可申請書提出させていただきましたので、そちらの中身についてですね、本日、ご説明させていただきたいと。
0:00:45	いうふうに思っています。資料は資料 1 と記載したものを一つでしてこれ、こちらに基づいてですね、説明を変えさせていただきます。
0:00:54	はい。
0:00:56	1 枚めくっていただきまして 1 ポツはじめにのところで、からです。はい。
0:01:02	今回ですね東海発電所の保安規定、
0:01:07	及び東海第 2 発電所の保安規定の内容につきましては、東海第 2 発電所で現在実施しています安全対策、安全性向上対策工事ですね。
0:01:18	の用地確保ということに、
0:01:21	周辺監視区域のですね、一部を変更するということで本規程に明示するですね周辺監視区域境界図を変更するといった内容でございます。本資料ではですね、
0:01:32	今回の保安規定変更申請、変更認可申請の内容が、実用炉則ですね。
0:01:39	及び保安規定の審査基準を、
0:01:44	及び、廃止措置段階の原子炉施設に係る保安規定の審査基準と、こちらについての要求事項に適合するない変更内容であること、及び
0:01:56	要求事項に抵触しない変更内容であることを説明するといったものになります。はい。
0:02:01	1 枚めくっていただきまして、
0:02:04	2 ポツ周辺監視区域変更の概要と、どういった変更するのかといった説明になりますけども、東海第 2 発電所で現在実施しています安全性向上対策工事の進捗に伴いまして作業用地ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	こちら躯体工事であったりとか、の鉄筋の組み立て作業であったりとかコンクリートを打つための堅くの組み立て作業、これらですね作業するための用地を確保すると。
0:02:30	いう必要が出てきましたので下の図に示す通りですね、周辺監視区域を変更してですね、変更したいといった内容でございます。
0:02:41	今回の変更はですね、この工事が終わり次第ですね、変更前の位置に復旧するといった予定としてございます。
0:02:51	はい。
0:02:52	続きまして1-3ページでございまして、3ポツ、保安規定変更申請基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明ということで周辺監視区域に係る要求事項として、
0:03:05	実用炉則の第92条第1項の9号及び保安規定審査基準の運転、括弧運転で要求される事項について、既認可の投入の保安規定において、どの条文に対応しているかっていうのを整理をしています。
0:03:20	また、実力第3912条の第3項8号ですね、こちらの廃止措置側でございましてけれどもこちらはですね当該補羽田の保安規定でどの条文に対応するかっていうのを整理したと。
0:03:32	ということで下の3.1のところですけども、東海第2側ですね、(1)等に側でどのようになっているかというところですけども、
0:03:43	実用炉則第92条1項第9号ですね、保安規定の審査基準、各運転並びに当院保安規定における審査基準の要求事項に対して直接該当する内容の変更の有無というのを、
0:03:57	表3.1-1。
0:04:01	に示すと。
0:04:02	いうことで、
0:04:04	1枚めくっていただきまして1-4ページ目がですね、先ほど読み込んだ表3.1-1というところでこの実用炉則第92条の1項ですね。
0:04:16	この周辺監視区域等の設定等といったところについてどこに該当するかというのを示した表になっておりまして、こちらですね網かけしておりますけども、
0:04:29	このですね本規定の条文で言いますと第99条のですね、周辺監視区域というところに関しては、こちらが該当するということで変更の有無ありというふうに示しています。
0:04:41	それ以外の箇所についても、網羅的に示していますけども、変更の有無というのはありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	はい。
0:04:48	もう少し戻りまして問 1 の 3 ページ目。
0:04:53	ですね、今度はですねトーカイ側の廃止措置側ですけども、こちらの保安規定の整理ということで内容としてはですね、同様の整理をしたと。
0:05:03	いったところになっております。こちらの整理がですね、1-5 ページ目になりまして資料 3.1-2 表というところですね、
0:05:13	トウニ側とですね、当会は同様でして、トーカイ側の保安規定第 31 条のですね、周辺監視区域、こちらのみが変更有無ありと。
0:05:23	ということになりますのでこちらの変更を今回の是正、申請書、申請でさせていただきますというところになります。はい。
0:05:34	続きましての説明については、要求事項に対する保安規定の記載内容というところになります。
0:05:43	前のページでですね変更対象の項目ということで網かけさせていただいたですね、項目につきまして、保安規定審査基準との投入半球の対比、及び、本
0:05:57	当会側ですね廃止措置の要求事項とトーカイの伴木野記者対比それぞれ行いまして、要求事項に適合する内容であること、または、
0:06:07	保安規定審査基準の要求事項に抵触しない変更内容であることを記載の考え方の欄で説明するというところでございます。
0:06:17	こちらがですね 1-7 ページ目。
0:06:20	表 3.2-1 ですね。
0:06:23	はい。こちらと東海第 2 側、
0:06:26	ございますけども、火、一番左の項目にですね関連する実用炉則というところで
0:06:33	右側に保安規定審査基準の括弧運転、
0:06:36	一番右が保安規定。
0:06:39	ですね、東海第 2 は本規程をそれぞれ対比させたものになってまして、関連する実用炉則とにつきましては従前最初のページから書いてある通り第 92 条ですね、こちら保安規定というところの実用炉則ですけども、
0:06:55	こちらですね、9 番目、管理区域保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関することと、こういった要求がありますのでこちらに対して適用するかどうかを見ていると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	さらにですね第 78 条で管理区域への立ち入り制限等の項目におきましても、3 項のところですね、周辺監視区域については次の措置を講ずることということで、
0:07:22	人の居住を禁止することで口で境界に柵また標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限することと。
0:07:33	ただし、当該区域人が立ち入る恐れがないことは明らかな場合はこの限りではないということで次、実態としてですね、どのように管理するかというところが、78 条に書かれていますのでこちらも
0:07:46	適合するようにということでそれぞれ表、
0:07:52	整理をしたということになってます。
0:07:55	江藤さん、一番右のですね記載の考え方の項目ですけれども、東海発電所及び東海第 2 発電所周辺監視区域境界の一部の変更に伴い、
0:08:06	図 99 に示すですね周辺監視区域の境界図、こちらを変更するということになってます。保安規定には既認可同様、周辺が主区域を明示しまして、
0:08:18	業務上立ち入る者を除く者がですね周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講ずべき措置を定めているということで第 99 条の記載は変更していませんので、
0:08:29	基本的にはまずだけの変更になるということになってます。
0:08:33	はい。
0:08:34	続きまして、1-8 ページ目がですね。
0:08:38	東海発電所側、こちらもですね記載の内容、記載内容と、関連する実用炉則は同じでして、内容についても東海第 2 と同様と。
0:08:49	いうところでございます図に示すかまはずが変わるといったところです。はい。
0:08:56	続きまして 1-9 ページ目ですけども、
0:09:00	こちらはですね本規定今回変更する内容と設置許可の整合について少し整理をしたというものになります。保安規定の審査基準の運転及び保安規定審査基準の廃止措置側、
0:09:14	定める認可要件のうちですね、括弧内で記載させていただきます。
0:09:20	いただいていますけども、これは
0:09:22	設置許可とですねきちんと整合しているかといった内容でございます、それについて対比を行ってですね、そこがないことを説明すると。
0:09:32	いった内容でございます。(1)で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	東海林のですね、記載ない、今回の変更内容と、東海第2の設置許可、それぞれの整合性を確認しまして、A層がないことを、表、
0:09:47	4-1の通りですね、確認したというものになります。こちらの内容はですね添付資料1で詳細に記載してますので、1枚めくっていただきまして添付資料1-1ですね。
0:09:59	こちらに基づいて説明をさせていただきます。
0:10:07	左のですね、2の保安規定の条文変更後、変更後と、右側がですね、東海、今の設置許可の記載内容で一番右に、整合性の説明と、
0:10:20	いうことになってます。一番左のですね、今回の変更後の内容、こちらは変更してない。記載自体は変更しないんですけども、整合性の説明のところ、
0:10:31	本文9号でですね、周辺監視区域を設定して佐久間とは標識を設ける等の方法により、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限することを記載してます。
0:10:40	こちらについては本規定の記載というのでこちら整合していると、いうふうに考えています。はい。
0:10:47	1枚めくっていただきまして、
0:10:51	紙添付資料1の2ページ目ですね。
0:10:55	a. 本文9号と、あと添付資料8にですね周辺合宿1を設けるということが記載してありますけどもこちらについてもですね本規定の記載は整合していると。
0:11:07	いうふうに考えています。添付書類9についてはさらにですね、詳細に立ち入り制限の方法というのを書いてますけどもこちらについてもですね保安規定の記載に整合しているといった内容でございます。
0:11:21	1枚めくってもらいまして、添付資料1の3ページ目ですね。
0:11:26	こちらはですね添付資料9に記載されている周辺監視区域の境界図がですね、添付書類9に載ってるんですけども、こちらについてはですね少し今回形を変更すると。
0:11:40	いうことになってますけども、この
0:11:43	記載についてはですね安全対策工事終了後ですね周辺監視区域を変更前の位置に復旧するというようにしていますので整合をすると、現状はですね違う図が少し載るんですけども、
0:11:55	今後ですね、安全対策工事終了後、復旧すると、設置許可についてはですね安齋安全対策工事終了後の周辺監視区域を示していると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:05	ということもありますので基本的には整合しているものというふうに考えています。
0:12:10	はい。
0:12:12	1枚めくってもらおうと、添付資料2-2というものがあましてこちらはですねトーカイ側東海発電所側の
0:12:21	先ほどのです整合の確認といったところになってまして、トーカイ側のです設置許可の記載についても、
0:12:31	本文9号にです、周辺監視区域を設定して立ち入り制限をしますよということが記載されてますけどもこちらについてもです、保安規定の記載っていうのはこれ整合していると、いうふうに考えています。
0:12:45	1枚めくってもらいまして添付資料2-2です。
0:12:50	こちらです東海第2側と同様でして、周辺監視区域図、こちらの東海の設置許可のです、参考図面といったところに記載がありまして、
0:13:01	こちらについてはです先ほどの東海と東海第2と同様に、安全対策工事終了後です、再度です保安規定の変更認可申請を行いまして市、前野市に復旧すると。
0:13:14	いうことにしておりますので今後不整合していくといったところになります。
0:13:20	はい。
0:13:23	以上によりまして歩等保安規定の今回のです変更内容と、今の設置許可、それぞれ整合を確認し、しまして、
0:13:34	整合しているというふうに判断をしています。
0:13:37	はい。
0:13:38	続きましてです、添付資料3です。
0:13:45	添付資料3の1ページ目ですけども、
0:13:50	線量評価にです、今回は線量評価、すいません周辺監視区域の変更に伴うです線量評価の影響についてといったところの説明でございます。
0:14:01	周辺監視区域の変更について、現在です設置許可に記載されている各種線量評価への影響について、評価を行ってますというものになってます。1ポツで、平常運転時のです線量評価というのも行ってまして、
0:14:15	周辺監視区域境界における周辺外区域の線量評価についてはです、図1に示す通りです、希ガスによる線量評価っていうのを、
0:14:28	放出元を中心とした16方位です、放射状にです、やりまして、それと、周辺監視区域が交差するところのポイントです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:38	こちらはですね、線量評価地点というふうに、
0:14:42	設定して評価を実施しているというものになります。
0:14:47	1枚めくっていただきまして、添付資料3の2ページ目ですね、今回変更する周辺監視区域境界の範囲というのは、図2に示す通りですね。
0:14:57	線量計算地点が設定されていないところに変更するということになりますので線量評価への影響はないというふうに考えています。下の図のですね、
0:15:08	赤い丸、丸で書いてあるところが現在設置許可で書いてある、線量計算地点になりましてここをですね少し避けるような形で、
0:15:20	青い点線で今回周辺監視区域を変更するというものになります。
0:15:25	なおですね参考評価として周辺監視区域境界位置ですね、
0:15:30	員数、図2のですね黄色い丸で打ったところ、ここは今回ですね参考評価として行ったところになります一番離れたところですね。で線量評価、広がる。
0:15:44	行いまして線量、周辺監視区域境界が広がる方向への変更になってますので、下のですね表1及び図3に示す通り、線量は設置許可に記載されている。
0:15:56	線量計算結果に比べて低下すると、は、
0:15:59	放出元からですね離れる位置になりますので、表1に示す通りですね。
0:16:04	左が設置許可の記載で、4.3、
0:16:08	の、SSW方向の線量については、4.0mSvパーイヤーに下がるということなんです。S方向についても同様な結果になってまして値としては低くなると。
0:16:23	いう結果になってるっていうことを確認しています。
0:16:26	はい。
0:16:27	図、次のページのをさ、添付資料3の3ページ目の図3についてはですね、実際に記載された添付書類9にですね、記載されている、
0:16:40	線量評価の結果というのを載せているということですからこの変更はないというかなですね変更する必要ないというふうに考えています。
0:16:49	続きまして(2)の人の居住を考慮した線量評価ということでこちらはですね図4に示す通り、東海第2発電所の周辺監視区域境界に、隣接事業所のですね、
0:17:01	周辺監視境界を加えた区域っていうのを非居住区域間ちょっと東海第2は特殊でして、当間隣接事業所ということでJAさんがですね隣にあるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	非居住区域というのを設定しまして、
0:17:16	それ、そちらのですね、隣接、
0:17:20	すみません添付資料 3 の 4 ページ目ですね。
0:17:24	図 4 で、二重で丸を打ってあるところが線量評価地点になってまして、今回変更する。
0:17:35	周辺監視区域のですね境界よりもですねさらに南側、
0:17:41	磯方向とかであればさらに南側になりますので、今回変更する周辺監視区域によってですねこの値がどう、どうかっていうことはありませんと。
0:17:53	いった説明になります。はい。
0:17:55	続きまして 2、
0:17:58	し添付資料 3 の 5 ページ目ですね、事故時の被ばく評価ということで今まではですね平常時の被ばく評価でしたけども、2 ポツでは事故時の被ばく評価について記載をしています。
0:18:10	設計基準事項ですね、デービーの事象に対してどうかというところですけども、東海第 2 のですね周辺が祝意境界に隣接事業所の周辺監視区域境界を加えた区域というのは同じようにですね、
0:18:26	非居住区域というふうにしてまして、16 方位の工程を加えた線量評価地点というふうにしています。はい。
0:18:34	こちら先ほどの説明と同様でして、A3 の 6 ページ目ですね、図 5。
0:18:41	についても今回変更する境界よりもですねかなり広い範囲で評価しているのが現状しているということがありますので、影響はありませんと。
0:18:53	添付資料 7 ページ目の図 6 です。すみません添付資料、
0:18:58	3-6 ページの図 5 は、
0:19:01	主蒸気管破断の設計時基準事故の場合でして図 6 のですね、その他のですね、事故時の線量評価、少し保守性が変わるのでそれぞれあるんですけども、
0:19:14	こちらそれぞれ非居住区域っていうのがかなり広く設定されているところもありまして今回の周辺監視区域境界の変更では影響がないというふうになっています。
0:19:26	はい。
0:19:28	続きまして添付資料 3 の 8 ページ目ですね。
0:19:31	デービー事象は、先ほど述べた通りですけども、政治所ですね、性の事項のときにどうかというのを記載してまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:41	図7がですね、SAの時の周辺監視区域境界の線量評価試験と、これは
0:19:49	今野瀬集会載っている、フィルターベントの
0:19:54	時の当線量計算地点を示しているものと、
0:19:57	ものになってまして今回の変更では敷地境界の変更はありません。周辺監視区域だけということで、この変更する周辺監視区域境界は、
0:20:08	隣接事業所に設置する業界で、非居住区域境界にも変更がないと。
0:20:13	ということで、線量計算地点に変更がありませんので、線量評価自体へのはですね、影響はないと。
0:20:20	ということで図7からですね、ズーじゅ中までですね、こちら
0:20:28	SAではですね
0:20:31	敷地境界で計算しているものと、非居住区域境界っていうもので計算しているものそれぞれがあるので、
0:20:42	ええと、あとフィルタベントと耐圧強化ベントですね。なので計四つ、図を載せてますけどもこれらすべてに対してですね、影響がないということを確認していると。
0:20:52	いうところになります。はい。
0:20:55	続きまして添付資料4ですね。
0:20:59	先ほど東海第2側の説明でしたけども、トーカイ側ですね、の周辺監視区域境界変更に伴う線量評価への影響と、
0:21:08	ということで東海発電所のもので設置許可に記載されている放射性真木ガスの影響による線量評価につきましては、今廃止措置をトーカイ側で実施してまして、
0:21:20	原子炉の運転がないということと、燃料と使用済み燃料それらがすべてですね、もうすでに搬出されているということで、希ガスの放出は、
0:21:30	そもそも発生しませんというところが一つ、それによりまして廃止措置計画の線量評価に影響がないということで
0:21:40	設置許可についてはそもそもですねきが数放出がないということなんですけども、廃止措置計画ではですね、線量評価載せてますのでそちらについてですね影響があるかどうかというのを確認したというのが添付資料になります。
0:21:54	1ポツで、平常時の線量評価と、
0:21:56	ということで平常時のですね、放射性企業、気体廃棄物による線量評価地点については、図1に示す通りですね、廃止措置期間中に放置される。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	気体廃棄物ですね、の相対濃度を、甲斐は9が最大となる地点というふうにしてまして、こちらがですね、排気塔から
0:22:20	北西方向、風下660メートルということでそれぞれ図2に示す通りですね、敷地、敷地というか東海第2発電所の
0:22:32	西側ですね。
0:22:34	の660メートルのところこちらで評価をするということになってました。ガスなっているんですけども、今回の周辺監視区域境界変更位置というのも、図に示してますけどもかなり離れた位置にあるということで影響はないというふうに考えています。
0:22:51	はい。
0:22:53	(2)が固体廃棄物ですね。
0:22:57	の影響ということで、こちらはですね使用済み燃料の貯蔵地、建屋からですね最も近い周辺監視区域境界っていうのを設定すると。
0:23:08	いうことになっているんですけども、こちら先ほどですね、図2-1でお示しし、
0:23:14	合わせてお示ししているんですけども、
0:23:17	こちらについてもですね、周辺監視区域へ、今回変更する位置と、離れた位置にあるということで影響はないというふうにしています。
0:23:28	続きまして2ポツが事故時の線量係数評価地点ということで、そちらはですね下に示している通り、相対線量ですね、Diva級、及び
0:23:40	会話9がですね、それぞれ最最も大きくなる地点最大となる支援というふうに設定をして、計算をして設定をしまして、それ、そちらもですね、図2に合わせて記載させていただいてるんですけども、
0:23:52	南西方向と西北西方向ですね。
0:23:56	それぞれ離れた位置にあるということで影響ないというふうに考えてます。
0:24:02	はい。以上がですね今回変更申請をさせていただきました保安規定の
0:24:11	補足説明ということになりますはいすいません、以上となります。
0:24:18	はい、それでは質疑に移ります。
0:24:21	質問ある方いますか。
0:24:28	原子炉規制庁の宮本です。今日また概要という認識でいいですよ。で、
0:24:33	まずちょっと前提だけ確認私の方から言うんですけど、その周辺監視区域の変更っていうのがそういう簡単にできるものではなくて、基本的には設置許可の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	から、要は上流蒸留規制である設置許可で示されたものに基づいて、保安規定が定められなければいけないので、
0:24:55	本来はこれ、変更するのであれば、当然、設置許可のときに、この辺の話っていうのが明確にされるべきものであるという認識を持たれているということではないですかね。
0:25:07	日本月収が清野コマツ、おっしゃる通り、はいは認識をしていますはい。
0:25:14	規制庁三輪です。その上で工事の進捗に進捗、要はそこで計画がいろいろあってこういうことになったっていうことになって、
0:25:24	基準上、基準上というか申請所上は本文の記載事項じゃなければ改めての申請案件というにはならないので、当然この
0:25:35	図だけを変更するという形にはなるんだと思うんだけど、今回事業者の方は、1度広げてすぐ戻すもの、もうすぐ戻すっていうか、工事終われば戻すので
0:25:48	許可の、今後の補正かな補正なり何なりまではする必要がないという認識を持たれているということではないですかね。
0:25:58	日本原子力発電の小松でございます今のおっしゃられた通りでございますね、周辺監視区域変更は工事進捗に伴いましてですね、
0:26:09	これまでの計画とは少し変わってどうしてもですね今回周辺監視区域を変更したいといった内容でございます。
0:26:18	設置許可の変更に関しては先ほどおっしゃられた通り、
0:26:24	本部記載事項と影響ないということを図についてはですね、また元に戻すということで、設置許可変更ということは
0:26:34	せずにですね、対応させていただきたいというふうに考えてます。以上です。
0:26:39	はい。阿藤。ちょっと細かいところで1-9のところの記載ぶりだけなんですけど、
0:26:45	ここで言うて99条のところの許可整合のところになると思うんですけど、
0:26:51	本文9号に対しては記載が保安規定これは整合してるんじゃないかと変更はないってことですよ。
0:26:58	本文9号に対しては、
0:27:00	おっしゃる通りですねこれまでも整合しているというふうな認識をしまして、今回変更がないので整合しているといった趣旨で記載させていただいてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:11	ちょっと今の記載だと何か変わるような感じになってるんだけど、変更はまずないっていう前提で本文の変更はないっていうことは明確にしといた方がいいかなと思います。
0:27:21	日本原子炉勝野コマツです。承知させ、承知しました記載については修正させていただきます。
0:27:28	あとはまた以降のところも先ほど言ったように、範囲については記載はあるかという。要は今の言っていた
0:27:38	記載があるものだと思うんだけど、あるものの、今回の変更は
0:27:44	最終的には福井を経て変更するので、
0:27:48	ACA要は変更変更とか届け出っていう変更まではする予定はないとか何とかっていう、
0:27:57	そういう前提なので校正後成功するというのはちょっと飯塚なっていう気もするので、ちょっと記載をもう少し工夫された方がいいかなと思うんですけど。
0:28:07	日本が4月の末です。
0:28:11	はい。承知しました記載については、おっしゃる通りだと思いますので。はい。記載については調整してですね、書き方を確認したいと思います。あくまでですね整合性の
0:28:25	確認ということで、結論としてはですね整合すると、
0:28:30	聞いた方がいいかなと思ってましたけども、少しですね正しい表現に修正するという事で考えたいと思います。整合させるなり何なりって表現になるんだと思うんだよね
0:28:41	変更変更一時的なものなので、当然最後は整合を整合させるっていう表現の方がいるかもしれない。
0:28:51	あと、資料3のところに行ってちょっと確認ですけど、
0:28:56	この
0:28:59	広げる範囲、
0:29:05	ここはちょっと言えればと思うんですけど。
0:29:08	何掛ける何かって要は幅を教えて欲しいなと思うんですけどそれは言っても大丈夫なんですか。日本社会人の小松でございます。幅についてはですね
0:29:19	最初の方のですね、図2-1ですね1-2ページ目のですね、
0:29:24	図言った2-1のところのどの程度広げるかというのを記載させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:30	すいませんわかりましたありがとうございます。理解しました。あともう1点は、
0:29:35	ちょっと私も許可、ちょっと前やってるので、少しおさらいで確認したいんですけど、
0:29:43	資料3の8ページからかな。
0:29:47	重大事故における線量評価っていうことで敷地境界等非居住区域境界っていうのを二つ載せられてるんだけど、これ多分等にスペシャルじゃないかなと思うんですけど、
0:29:58	等については敷地境界の評価でもクリアしていて、非居住教授、居住エリアでもクリアしてるっていう形でこれ進めたんでしたっけ。
0:30:10	日本原子力発電の小松でございます。等価大についてはですねまさにスペシャルとおっしゃられた通りでございます。仮にですね隣接事業所があると。
0:30:20	いう関係でですねこれまではずっとですね非居住区域境界でAと設置許可を出ささせていただいたところそういう経緯がありまして今回のですね新しい
0:30:32	SAのですね、対策、
0:30:35	についてはですね主敷地境界で評価するというようなですねガイドがありましてそちらに基づいて敷地境界で評価をしたというのがSAについてです。これまでのですね整合というかですね流れで、
0:30:50	非居住区域境界についても評価を併せて実施しているというイメージで、
0:30:56	はい。
0:30:57	ですはい。すいません。以上です。だからどちらでもクリアする適合性を説明してきたっていう認識でいいですか。保健所勝野コマツですおっしゃられる通りでございます。
0:31:09	はい、わかりました。要はこれ、同時期に女川もよく似たようにとか、内容もよく似たやつが出てるので当然女川の資料も見られていると思うので、最新の中の資料に合わせてちょっとまだこれ、
0:31:22	でも今回全然概要ですので、それと同じようにやっぱりバックデータを含めたものでしっかり示したもので、上で、
0:31:30	問題がないというか、
0:31:33	影響がないということを説明するような準備をお願いできますかね。
0:31:39	日本原子力発電の小松でございます女川さんとですね情報を共有というかですね、やりとりはさせていただいてまして鳥羽Creator。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:49	等含めてですね、資料提示というのを今後させていただきたいというふうに考えてます。以上です。
0:31:56	はい、わかりました。
0:31:59	ちょっと。
0:32:03	ちなみにですけど、さっき言った主、添付資料 3-8。
0:32:08	からのこの
0:32:10	事故時被ばくのところの新規制基準側のやつなんだけど、
0:32:15	今回平常時被ばくの方だけ出されて、影響がないような
0:32:20	ナイスだされてるんだけど、
0:32:23	事故時被ばくの方の、
0:32:27	参考も今出されて、
0:32:30	いるということでもいいですかね、数字を。
0:32:35	日本原子力発電の山元です。江藤数字自体はですね 16 方位のコアジュール行為と海側除く他 16 方位の評価をした上で、最大になる点だけを
0:32:49	示してます。審査資料にはそれぞれの評価点の結果を示していますが、設置許可上は、最大となる点は示しているというところになっております。ちなみにあの図自体は示しておりません。設置許可の中で、
0:33:02	図も入っております。
0:33:05	審査資料の中には、この同じような図入れてますが、はい。
0:33:11	宮部さんすいませんちょっと私も、あれ。
0:33:14	審査資料には入ってるんだけど、じゃあ滝になったのは、テンパチとか手当ん中かって需要は申請書の中にはこの図は入ってないところですから、
0:33:24	運営者カワセミヤモトですとご認識の通りでございます。
0:33:29	はい、わかりました今後ちょっと説明を進めていく上で、
0:33:36	最大のところはおっしゃる通り最大の場所がどこかっていうのは当然示してもらわなきゃいけないんだけど、参考で今回のその広げた部分、
0:33:46	ここで言っているSSWとかSSの
0:33:51	資料 3-2 のところにあるようなやつ。
0:33:59	これ平常時被ばくですね。
0:34:01	と同じようにやっぱり示してもらった方が、
0:34:04	程度がわかるので、URCEOに運転前にはもう復旧するので、どうかっというところはあるんですけど、よくやっぱり敷地境界なり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:14	周辺監視区域境界っていうのは、重要なのでその確認だけはし、したいと思いますのでその辺の準備をお願いします。
0:34:24	宮平カワセ根本です。承知いたしました。お示します。はい。私は以上です。
0:34:34	原子炉規制庁の長江です。
0:34:37	ちょっと
0:34:39	大体ミヤマが今言ったところのところが、辻井のところであつちともう少し細かい展開で何点か確認したのでお願いします。
0:34:49	まず初めに行って1ページの1-1ページのところにあるんですけど、
0:34:56	一応周辺監視区域の一部変更で実用炉規則呼ばれ、読まれた後、後の方にも出てくるんですけど、
0:35:03	一応92条と、78条の第3項があるので、
0:35:09	それは明示的にちょっと入れといていただけますか。
0:35:12	で、
0:35:13	一応審査基準上は92条を引用する形になってんですけど92条の第9号たちでしたっけ。そっちのところの具体例が78条に行くっていう展開になってるんで、規則っていう、
0:35:26	ものを出してる限りは記事によると78億を出していただきたいと。
0:35:32	それから
0:35:34	次の1-2ページのところでねちょっと先ほどミヤモトから出た、これが一番本質的なところで、
0:35:42	設置許可と同じであつて災害の防止をしようがないっていう二つの基準が本店の認可基準なので、これって1-2、2の図の2-1の図見るとね。
0:35:54	要は
0:35:56	周辺監視区域境界の青のラインがこう膨らんでるんですけど、
0:36:02	皆さんのなんていうのが、管管理できるだけできるっていうか皆さんの敷地っていうのはね。
0:36:09	その内側にこうあるわけですよ。
0:36:12	普通その
0:36:14	たてつけとして周辺監視区域とかは、皆さんのその敷地境界っていうのは敷地境界が外側にあつてその内側に皆さん管理できる。
0:36:24	周辺監視区域をもつて持ってきて、
0:36:27	どう、同じ線上でもいいんですけど、皆さんの責任でもつて、一般公衆のそういうみだりにこう立ち入ることを禁ずるっていうそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	平常被曝の条件を、
0:36:40	完遂するっていうのがセットになってるので、今回の
0:36:44	なんていうか、こういうJAの敷地だと思うんですけど、その第三者他社のね、
0:36:50	の管理んなんていうの管理にあるところに皆さんの式じゃないところに、周辺監視区域がこうはみ出すっていうのはまさにその許可であればすごい十分な確認とか検討が必要な、
0:37:04	項目になり得るところなんでねその辺を十分ご認識いただいて、ちょっとこういうケースってあんまりなくて、その翁長の場合も当然だけど、
0:37:15	自分の敷地があってその中のね、周辺監視区域その敷地内でのハンドリングだからっていう前提でやってるのが普通なんですよ。だから、
0:37:25	ここを基本的にはJAの敷地だけれども、基本的にはさっきの重大事故の評価でもあったように、画像にもあるように、基本的に
0:37:37	もともとの考え方自体にちょっとこういう概念はないのでね、
0:37:42	もう工事が終わって早々に復旧するっていうのがそこだけが確認事項にはなるんですけど、ちょっとそういうところはちょっと注意今後の申請とかも注意していただきたいというのが一番主要のコメントです。
0:37:58	それから、
0:38:01	もう少し具体的な話としてですね、
0:38:07	1の9ページCD設置許可との整合性の説明でいろいろ書かれてるんですけど、
0:38:14	御説明だとですね、
0:38:17	戻すから、その整合性に、そうはないっていうことをおっしゃってるんですけど例えばね、
0:38:25	市野三瓶G、あ、ごめんなさい、添付資料の1-3というページ。
0:38:31	の図とか見ていただくと、
0:38:33	これって要はね、
0:38:36	保安規定変更後とその当人の設置許可の記載の、
0:38:42	比嘉空で整合する復旧するので整合するとおっしゃってるんですけど。
0:38:49	なんていうか、現状からですね、工事中っていう話があってそれから、
0:38:55	工事が終わって復旧というプロセスになって、今ここで書かれているのは、工事が終わって復旧後の状態であって、
0:39:03	工事中は少なくとも、
0:39:06	周辺監視区域境界の図がね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:10	設置許可について添付ではあります本文マターではないんですけれども添付図の、
0:39:15	次、周辺監視区域図と不整合になってるので、ここは、その各段階における、その3段階ですね、その現状と工事中と。
0:39:25	工事終了復旧後っていうそういう形で整理していただいて、
0:39:30	さっきの許可との整合性っていうのも、
0:39:34	工事中は少なくとも、今載ってる設置許可申請書の
0:39:40	参考資料とか図とか配置図とか、
0:39:43	平常被曝の添付9の方向、補遺方位と評価点を示した図とかいっぱいあるんで、ちょっと重大事故の時の
0:39:54	周辺監視区域乗ってる図は設置許可にどこまであるのかちょっと私わからないんですけど、そういったところの不整合があるところは、きちんとあるんだっていうのを明示していただいて、
0:40:04	皆さんも認識していただいた上でね、ちゃんと資料充実化ちょっと図っていただきたいんですがそれよろしいですか。
0:40:14	はい。日本食安全の小松でございます。まず一番最初にいただいたですねご指摘の中で実用炉則、今我々はですね92条に対して資料についてはですね
0:40:27	どうかっていうの松倉せていただいてですね、その中で下部というかですね実際にどういう運用する必要があるかっていうところで1-7ページとかですね、実力78条を、
0:40:39	もちろんですね実務として読み込んでいるのでこちらですね記載させていただいていると、というような立て付けになっておりまして、こちらについては、そもそもですね、92条と78条並列でまとめるようにというような、
0:40:56	伍して聞いてよろしいでしょうか。
0:41:01	基本的には78自体は92条2項付随するものなんですけど、原子炉規則で、皆さんが92条だけ引用してるように見えるので、
0:41:12	後のところで78条が、図の中に入ってくるのはわかるんですけども、その書き方自体がね、その92条だけを見てるわけじゃないっていうことを、
0:41:23	はっきりさしていただきたいとの趣旨です。
0:41:36	日本現職発電の小松です承知しましたですね例えば資料1の4ページとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:43	です。ね。網羅的に少しです。ね。どういった項目、92条のうちどういった項目が説明する必要があるかっていうのは整理してましてちょっと78条入れるとです。ね。少し
0:41:57	わかりにくくなるかなと思ったのでちょっと今こういう整理にしていますけども、少し積載の方法は検討したいというふうに思います。都築、次にです。ね。いただいたJAさんの敷地と、
0:42:10	いところの話でおっしゃられる通りです。ね。ちょっと東海第2はトーカイ側もそうですけども、少し特殊な事情がありまして、管理ができるのかというふうなです。ね。ご趣旨のご指摘かなというふうに思っていますけども。
0:42:26	今回です。ね。少しです。ね。JAさんの土地を借りるということになりまして、ゲートとかをです。ね。もちろん
0:42:35	我々、日本原子力発電側でゲートを設置してです。ね。きちんと管理をしていくというところにつきましてはです。ね。他社さんともです。ね。考え方については変わりがないかなというふうに我々は思っています。
0:42:47	しっかり管理していくというところかなというふうに考えています。
0:42:51	はい。三つ目のご指摘のです。ね。今まさにです。ね
0:42:57	資料の添付資料1の3ページ目です。ね。こちらにつきましては、今はです。ね。左側今後の工事中の状況変更本件の変更後は交流中の状況を示していて、
0:43:13	右側、安全対策工事終了後のまず、になっています。少しこうなんです。か。ね。間瀬。
0:43:21	明示的ではないというかです。ね。少しわかりにくいというところのご指摘かなというふうに思っていますので、今どうなっていて工事中は左の保安規定の図になると、
0:43:32	復旧後はどうなるかと、それぞれです。ね
0:43:38	補足資料の中に追記してです。ね。時系列ごとにこう整理するという形で対応させていただきたいと、いうふうに考えてます。はい。以上です。
0:43:48	規制庁長井です。一応基本的なお答えは、いただきましたので、あとは
0:43:56	女川2号でかなりその整理の方が割と
0:44:01	細かくされてきてるので、それもちょっと情報として
0:44:05	確認していただいて、反映していただければと思います。それで
0:44:10	基本的な話としてね。例えば今の、
0:44:12	添付資料の1-3でね、図の比較ってこう出されてるんですけど、
0:44:18	これ見ても全然わかんないんですよ。もう右のコピーなんか消えちゃってわからないんで、ちゃんと比較表でです。ね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	どこが変わるのかってこうわかるようなきちんとしたわかりやすい図って いうか、
0:44:34	もう少し
0:44:36	何て言うんすかね
0:44:39	こっち側からいうそうですねなんかちょっと拡大するとか一部ですね、ち よっとこの図だと比較されてもですね、ちょっと確認のしようがないって いうか、ちょっと
0:44:52	皆さんの皆さんわかったのかもしれないです。普通の人にはちょっと説 明しがたいようなあれになってますのでちょっとその辺は
0:45:01	なんか、飯泉孝、今度変えるときにはちょっと見ていただきたいのかなと 思うんですけど。
0:45:08	できる範囲のものでね、あれなんで、工夫していただければと思いま す。はい。日本月収課税の小松でございます。どういった変更になるか っていうのはですね、まさに一応 2 ページ目ですね。
0:45:20	2 ポツで示しているところで寸法も記載して、少し詳細にですね今後こ ういったふうになるのかなってというのは、イメージ。
0:45:31	できるようにですね点図 2-1 っていうのをつけていてですね、実はです ね添付資料 1-3 で記載されている、見ていただいたらわかる通りです ね、
0:45:41	もともとですね設置許可に載せている図とですね保安規定に載せてい る、今今それぞれ載せている図というのはですね、もともとと同じ
0:45:52	敷地を書いた図なんですけど同じではないというかですね書き方が少し 変わってたりとかですね、いうものになっていてですね、
0:46:02	どうしてもこの記載っていうのは、今どういう図面が載っているかって いうのを記載する必要があるかなと思ってましてここうをですね、
0:46:13	そうですねここ自体はこういった図でお示しするしかないかなというふう に思っていましたので今のような形になっていると。
0:46:22	ということではい少しですね先ほどの図 2-1 とかですね、そういったと ころを拡充するようにしてですね対応したいというふうに考えています。 はい。以上です。
0:46:34	規制庁長井です。ちょっと何て言うんすかね。もともとの図が何て言うの かなり鮮明度がはっきりしないっていうのが趣旨なんのでなるべく
0:46:46	わかりやすい図を、
0:46:49	つけていただきたいという趣旨ですので、加工しろとは言っていないで、
0:46:54	あんまり何とかそういう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:58	新たについていうことは求めてないので、as-isの状態ですけど、もう少しその鮮明な図とかそういうものを
0:47:06	あれば差し替えて欲しいというのが趣旨です。
0:47:12	日本原子力安全の小松です今、どういった図になっているかっていうところ図のですね解像度については可能な限りですねちょっと高める方向で杯対応させていただきたいと思います。以上です。
0:47:27	それからちょっともう少し評価の話も、
0:47:33	次、ずっとす。
0:47:36	コメントちょっとコメントとか質問をしたいと思うんで、
0:47:40	見ていただくと、添付資料の3っていう
0:47:44	平常時被ばくの話なんですけれども、
0:47:48	ここで
0:47:51	添付資料の3の2ページのところ2
0:47:55	一応その図、図の2のところ、新たにこうSW定数のところで評価されて、
0:48:04	その距離を変えて少なくなるよっていう評価をされてるんですけど、
0:48:10	そもそももうの話として
0:48:14	平常時被ばく食うの結果、
0:48:17	ていうのが希ガスだけで決まってるわけじゃなくて、ヨウ素と、ガス状のよさと液体の廃棄物を同時接種っていう形のもの。
0:48:29	結果がまずあって、それがどの方位の
0:48:33	いく、そのどの方位にピークが出てそれが幾らかっていうまずその話をサマリーを書かないと、これだけ希ガス、拡張した希ガスだけのやつをやってみなくて、
0:48:44	いうそういう展開になると思うんですよ、話としては。
0:48:48	だから、まず
0:48:51	添付9の平常時被ばくの評価結果で、どの方に、何mSvっていうのが出ててそれが
0:49:01	ALARAの50マイクロクリアまずクリアしてるっていうことで、
0:49:06	その方位と、今回の拡張する、方位はかなり離れてるよねっていう話が前提で、さらに言うと、その当該拡張する方位の方軸の
0:49:20	SSWとかヤスのところろの距離は外側に組んで、その希ガス分はこれだけ下がるんだよねってだからいいんだよねっていうそういう展開じゃないかと思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	ちょっとステージ被ばくはそういう整理の方がいい。よろしいのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:49:40	日本原子力発電の山元です。衛藤。
0:49:43	あとですね、今おっしゃられた通りなんですが、ちょっと少し整理をさせていただくとですね、まず、周辺監視区域今回変更になった時点で、影響がありそうな部分とこっちで示したものが、
0:49:57	その 3.2 と 3、すみません添付資料の 3、3-2 ページのところに示した結果でして、こちらはですね周辺監視境界における園木ガスの γ 線の実効線量ということで、
0:50:10	50 マイクロというよりは周辺監視区域の 1 ミリシーベル等からの十分に低いというものを示した、資料 2、資料とかそういうものを結果を示したものになっています。
0:50:21	希ガスの影響がですねやはりヨウ素と液体液体はちょっと別ですけどヨウ素と比べても希ガスの方が大きいので、希ガスの方で確認をしておいてですね 1 ミリから十分に
0:50:34	低ければ問題ないということでこちらについてはですね周辺監視区域の評価なので周辺監視区域の境界線の点でですね、すべて
0:50:45	値を示した上でですね、海側も含めてですね参考地点として示した上で、影響が低いというのを示したまじり
0:50:54	ものを示した部分があるのでそこに対しては今回周辺監視区域が変更になるので、影響があるかもしれないということで今回数値を明確に示しました。
0:51:04	もう一つですね、50 マイクロのところについてはですね。おっしゃられる通り希ガスとヨウ素と液体の評価で 5、合算して 50 マイクロっていう評価をしてるんですがその評価地点についてはですね、
0:51:16	3-4 ページの方になりますが、先ほどもちょっとありました通り非居住区域境界という境界ですね、JAの周辺監視区域がございますのでその中にはですね人の居住というのは、
0:51:33	ないということが前提になりますので、JAの周辺監視区域も含んでですね、ちょっと南側に広がった。
0:51:43	エリアでですね、非居住区域という点を設定してですね、3-4 ページで示した評価点で実際には評価を行っている。
0:51:53	いうところで、今回ですね中で変更になるところがですねJAと原電の周辺監視区域のちょうど隣接している部分の変更になるというところで今回評価点に全く、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	影響がございませんので、今回しお示してない状況になってるんですが、
0:52:14	なっているという現状はそういう作りになってます。
0:52:19	規制庁永江です。すいません私ちょっと
0:52:23	東海大の平常のところまでちょっと理解してなかったんですけど、ただタイトル的に
0:52:31	平常運転時の線量評価っていうとやっぱ添付 9 の平常時被ばくを、になるんで、基本的には現状の設置許可で、添 9 の平常時被ばく評価が今、山尾さんが言ったように、
0:52:44	全体広めのところのやつ通の評価が、清なんだっていうその結果がどう、どこどうなってるっていうまずその話を前段において、
0:52:55	その中でもやっぱり 4 月が一番効いてるから、今回は
0:53:00	変更の部分で今書かれてるようなところの、に着目してやったんだけど、この程度の影響で、結果全体としても
0:53:10	変更もないし影響も軽微であってそういうまとめ方にしていただければどうかと思うんですが、いかがでしょうか。
0:53:16	すいません日本原子力発電の山本です。
0:53:19	えっとですね、もうちょっと正確にお答えしますとですね、実は今評価点になってるところが、その人の居住を考慮した評価で示してる評価点。
0:53:31	の評価点になっていないので、実際には全く変更がないっていうような結果になりますただそれをここで今、確かに見えないので、それはお示しするような形で作りたいなというふうに
0:53:45	アヘン修正したいなというふうには思いますが、
0:53:49	実際にはその最大となる希ガスの点っていうのは、ここに示されてる点。
0:53:54	でいうとですね、W方向ですかね周辺監視区域のW方向の、500 あごめんなさいえっと、
0:54:01	図でいうと図 3 ですね、すみません、ページで言うと 3-3 のページの、W方向の 530 メーター-4.2。
0:54:12	が、人の居住を考慮した時の最大の点になります。で、参考地点で書かれているところですねまず海側の人の居住を考慮するところでは評価の対象になってないので評価をしていないということと、
0:54:26	当原科研側っていうふうに記載されてるところはですね、今 300 メーターから 400 メーターぐらいの距離になってますけどコガの南側に大分遠いところになるので、1000 メーターを超えるような、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:39	距離になりますので、実際に人の居住で、を考慮した場合の最大点というのは、まだブルーのこの 2.4 というのは、こちらに記載されるので、ちょっと今回のその変更点と、
0:54:53	人の居住を考慮したところのその評価点というところで、
0:54:58	何ですかね、うまくリンクしてないところがあるので、別々小部、今と同様ん、ちょっと個別で記載をさせていただきたいんですけど、具体的にどこで評価されてるかってことはちょっとお示ししたいというふうに思います。
0:55:12	規制庁がちょっと話が細くなっちゃったんでそれはまた整理した結果で、
0:55:17	あと
0:55:18	もう一つ事故のところもついでにちょっと質問とか、
0:55:23	コメントがあるんですけど、添付資料の 3-5 なんですけどね女川の場合は DBA の設置許可基準と、あと、昔の
0:55:36	立地評価重大事故仮想事故の評価点まで入れたんですけど、10 日の場合って今の
0:55:43	あの辺、設置変更許可申請書の添 10 の中に、昔のその立地評価事項の結果みたいのもあるんでしょうか。
0:55:54	日本原子力発電の山本です。重大事項とあと仮想事故の評価も、記載は残っておりますが、今回の
0:56:04	新規基準で気象をちょっと変えてまして、規制を変えた評価っていうのは、重大事故と仮想事故では実施してないような今状況になってます。
0:56:17	規制庁長江ですちょっとこれ何て言うんすかね
0:56:21	ちょっと女川と同時期に同じような変更で説明していく、前提で話してて、一応その中の方では
0:56:33	DBA と、添 10 の中にある記載っていう形で、やっぱり重大仮想っていうところの流れになるんでその条件を指定した上でね、
0:56:43	審査としては、もう立地評価自体がもうなくなってる話なんで、参考でいいと思うんで、この並びが単にその
0:56:53	DBA ベースそれから立地評価ベースで、どの方向に影響が出たかっていうだけの確認でしかすぎないんで、ちょっとその辺、
0:57:03	資料、何ていうんすかね同じ審査で、基本的に確認項目とか、資料はそろえた方がいいっていう観点で追加していただければと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:17	日本原子力発電の山元です。今のこの添付資料に追加する形。
0:57:24	でもよろしいってことですかね。
0:57:27	一応
0:57:29	多分あの資料を見て、は、
0:57:33	今回、どうしてなのかなっていうところだったんで、基本的には
0:57:38	永野資料が割と詳細にいろんな形で漏れなくやられてるので、ちょっとないともともないのかなっていうふうに見えちゃうんでっていうさういう、
0:57:49	そうです。
0:57:50	特に日本原子力発電表承知いたしましたじゃあ女川さんの評価の資料も見つつ、ちょっと入れたいと思います。
0:58:00	雨森ですけど今日まだ概要なので、これを何かバージョンアップっていうよりはこれを基にして、オーナー側と同じような、その資料作り、作成等とか、その構成も含めて、合わせていただければなと思います。
0:58:17	規制庁のやつ今ミヤモトいったことで、まとめていただければと思いますので、
0:58:23	あとこれもちょっと気づいたところで添付資料の3-3のところの、
0:58:28	この重大事故時における線量評価っていうのがね、ちょっと
0:58:32	ちょっとタイトルが何て言うのかな
0:58:36	その正確性にこう書いていてガイドの表現は、
0:58:41	フィルタベントの5mSvの話だと思うんですけど、炉心損傷防止対策の有効性評価における線量評価の話だと思うんで、
0:58:53	ちょっと重大事故時っていうともう炉心溶けちゃってっていう話になっちゃうんで、ちょっと
0:58:58	正確にガイドの表現とか、そういうのを、
0:59:03	反映していただければと思うんですけど。
0:59:09	日本原子力発電の山本です。記載の方はちょっと修正させていただきたいと思います。
0:59:16	規制庁奈良ですよろしくお願いします。それとあと東海発電所でちょっと出てたと思うんですけど
0:59:23	直接線スカイシャイン線の近傍の評価点っていうか、
0:59:30	それもなんか今見た限りだとそのあった方がいいのかなってというのは、それはいかがなんですけど、東海、東海発電所の方は直接線スカイシャイン線の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:42	評価のところって出てるんでその方法とか、場所っていうのを示してるのかなと思ったんですけど。
0:59:52	日本原子力発電の山本です。と直接線スカイシャイン線についてはですね設置許可側で見ますと具体的に線量の評価結果みたいなのを示してはおりません。条文の中には、直接スカイシャイン線の
1:00:10	そういう判断基準というのが記載されて 50 マイクロ、グレートのシーベルトっていう形で、
1:00:16	しお示しはされていますので、
1:00:19	そこに影響がないかっていう観点では、記載をしても、
1:00:24	いいかなというふうに思いますはい。
1:00:27	規制庁中でちょっとすいませんそれも
1:00:30	ちょっと尾田の方とかもちょっと整合性として、見た方がいいかなと思うんで、あとこの
1:00:36	東海、東海と東海第 2 っていう整合性もある、あるかなと思ってちょっとコメントしたということです。
1:00:47	規制庁永井です私からは以上です。
1:00:51	すいません牛舎カワセ根本です。承知いたしました。
1:00:56	網野すいませんちょっとさっき長屋が言ったところで気になって 1-2 のところのページのところで、
1:01:02	ここ、この
1:01:05	当時ってのはJAの土地を一部 1 時間、1 期間だけ原燃の管理下に置くという認識でいいですよねと。
1:01:15	そうすると、以前多分説明申請前に多分
1:01:21	面談で申請しますよって話だったときに、
1:01:25	これはJA側の保安規定も同時に
1:01:30	申請して、同時認可になるので、その期間は
1:01:36	極端にJAの土地なんだけども、
1:01:39	すべての管理は、原燃側に移ると。
1:01:44	いう認識でいいんですよ。
1:01:48	日本原初風のコマツでございますまさにですね今おっしゃられた通り、JAさんがわーも、周辺監視区域をですね
1:01:58	日本減少化前と反対側の移し鏡のような形でですね少し区域を下げるという方向の周辺監視区域変更をしていただくようにですね調整をしております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	変更後はですね、原電側の管理に基づいてこの対応するということになってます。はい。以上です。
1:02:19	であればその辺の記載が追記していただけますかね要は、先ほど言ったように、元限度JAの関係がちょっと特別なところがあるんだけど
1:02:31	管理も含めてすべて日本原電が行うっていう前提でこの周辺監視区域っていうのが、その1時期だけ、
1:02:39	JAから日本元で移るっていうところが明確になってた方がいいかなと思いますので、
1:02:46	日本原子力発電の小松です。まさに少し資料の中で宣言させていただくような形で記載をさせていただきたいと思いますはい。以上です。
1:02:57	規制庁の淡路今野ミヤモトのお話とちょっと関連して、
1:03:02	具体的にもう少し具体的に設計が進んでからでいいんですけど、ここに新たに
1:03:11	の規則上は柵または標識になってるんですけど、その
1:03:16	位置を工事に港南なんて土砂が出たりとか人が入ってる車がこういったりきたりするんで、その
1:03:23	何ていうかねそういう
1:03:26	佐久間と標識っていうのがきちんとちゃんと
1:03:32	作られてですねそれが維持されたりその下、管理されてJAの一般人と いうか、JAに2個一時立ち入りするような
1:03:42	一般的な放射線業務従事者じゃない人の何ていうか、立ち入りがきちんと遮断できるような形の措置になってるっていうその管理上の話とかもね、
1:03:54	ちゃんと
1:03:56	何て言うかね、
1:03:59	お約束空港していただけるような形。
1:04:02	2行、何か読めるようにしていただきたいんですよね。結構そのやっぱりよその土地だし、あと、皆さんがやるGであるけれども、その
1:04:13	JAはJAの人だけじゃなくて一般、一般人も当然入ってくる話なんで、そういう人が立ち入らないようにするっていう責務を皆さんにあるっていうことなんで、その
1:04:26	Gのやってる方たちだけじゃなくて皆さんがその周辺監視区域のエリアの幹事の責任者になるっていうゴトウですので、
1:04:38	その辺のところもちょっと意識していただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:41	日本原子炉勝野コマツです。基本的にはですねフェンスをつけてさらにですねJAさん側の支援岩種区域も変更して表紙をつければこれを広げるとそういう施工をするというようなイメージですので、
1:04:56	少しですねそういったところがわかるような記載を追記したいと思います。
1:05:01	規制庁仲ですわかりました。一応フェンスを作じゃなくてフェンスということですね。了解しましてありがとうございます。
1:05:12	他に何かありますでしょうか。
1:05:21	規制庁尾野です。すいません。1個だけ教えていただきたくて今議論になっているJAEAとの敷地のやりとりって、
1:05:30	何かこう、そのお約束事みたいなやつって、どういう行為によって担保するんですか。
1:05:40	契約みたいな。
1:05:41	の結ぶんですか。
1:05:44	当間戸塚日本減少課税の小松でございます基本的には土地を借りると、というようなことになりますので文書化はしてですね、お互いに合意終了した上でこれを進めていくということで考えています。
1:06:01	規制庁の諏訪わかりましたそういった何か契約行為があるってということ認識しました。ありがとうございます。
1:06:10	他大丈夫でしょうか。
1:06:15	フクハラさん大丈夫ですかね。
1:06:21	はい、フクハラの方からは特にありません。
1:06:24	はい。
1:06:25	事業者から他に何か確認しておきたいことありますでしょうか。
1:06:34	それでは本日のヒアリングは以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。